

簡易通知型包括保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
簡易通知型包括保険約款  平成29年4月1日 17-制度-00006 沿革 (略) <u>令和5年10月16日 一部改正</u>	簡易通知型包括保険約款  平成29年4月1日 17-制度-00006 沿革 (略)	
<b>第5章 保険契約者又は被保険者の義務 (入金等の通知義務)</b>  <b>第26条</b> 被保険者は、第24条の規定に基づき損失等発生通知を行った後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、当該金額の入金のあった日から1月以内、かつ、保険金の支払の請求前にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。  <u>2 被保険者は、第24条の規定に基づき損失等発生通知を行った後、輸出等不能貨物の全部又は一部を輸出契約等の相手方に引き渡したときは、当該損失が解消されたものとして当該貨物の引き渡しの日から1月以内、かつ、保険金の支払の請求前にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u>	<b>第5章 保険契約者又は被保険者の義務 (入金の通知義務)</b>  <b>第26条</b> 被保険者は、第24条の規定に基づき損失等発生通知を行った後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、当該金額の入金のあった日から1月以内、かつ、保険金の支払の請求前にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年10月31日から実施する。</u>		